◆重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)について◆

重要事項説明書は、保険契約の内容のうち、特に重要な事項をまとめた文書です。必ず内容をご確認いただき、ご了承の上でお申し込みいただきますようお願いいたします。重要事項説明書は、保険契約の内容のすべてを記載しているものではありません。詳細は、「普通保険約款・特約条項」をご確認ください。

Ⅰ.契約概要

契約概要は保険契約の内容において、特に重要な事項について記載しています。

1.医療保険(生命保険特約)の仕組み

(1)医療保険主契約

病気や不慮の事故による傷害の治療を目的とする入院・手術を保障します。

(2)生命保険特約

死亡または重度の障害を保障します。特約は主契約と同時期に申し込むことができます。

2.保障開始日(責任開始日)

当社が保険契約の申込みを承諾したときは、承諾した日の属する月の翌月1日に保障を開始します。

3.被保険者、契約者、給付金・保険金(以下、保険金等)の受取人

(1)被保険者

保険金等の保障の対象となります。対象となる条件は以下の①、②のとおりです。

①日本国内に居住していること

②対象年齢

・新規契約時:満5歳から満69歳(保障開始日の満年齢)

・契約更新時:満84歳まで(更新日の満年齢)

(2)保険契約者

保険契約を申し込み、保険料を払い込むなど、契約上の権利と義務を持ちます。

対象となるのは、満18歳以上で以下の①、②、③のいずれかに該当する人です。

①被保険者本人

②被保険者の配偶者

③被保険者の2親等以内の親族

(3)保険金等受取人

①医療保険主契約:被保険者本人となります。

②生命保険特約 :契約者が被保険者の配偶者または3親等以内の親族から、被保険者の承諾を得た上でひとりを指定します。

4.保険期間・保険料払込期間

保障開始日(更新契約における毎年の応当日を含みます。)から1年間

5.契約者が払い込む保険料

(1)保険料の金額

・保障開始日または更新日における被保険者の満年齢、給付金日額、払込回数によって決まります。
※各プランにおける金額はパンフレット、契約申込書面(画面)等にて確認してください。

・保険料の割引制度はありません。

(2)保険料の払込回数、払込経路

・年払(クレジットカード払または口座振替)または月払(団体扱保険料の給与引去りまたは口座振替)

・保険募集の経路によって、取り扱う払込回数、払込経路が異なります。パンフレット、当社ホームページまたは契約申込書面(画面)に記載する内容にて確認してください。

・団体扱保険料の給与引去りは、契約者が提携団体に所属している場合に取り扱います。

・保険期間の途中で変更はできません。更新時(契約概要の9.参照)に契約者が当社所定の手続きをすることにより変更できます。

(3)保険料の払込期月、払込猶予期間

・保険料の払込期日は、保障開始日(更新契約における毎年の応当日を含みます。)の前日となります。ただし、払込経路が口座振替の場合には当社指定の口座振替日を払込期日とします。

・保険料が払込期日までに払い込まれなかった場合の払込猶予期間は、払込期日の翌月末となります。払込猶予期間に所定の保険料が払い込まれなかった場合には、払込猶予期間の最終日の翌月1日をもって保険契約は失効します。なお、契約失効後の復活は取り扱いません。

6.保険契約の申込み・引受け

(1)当社が契約の申込みを受け付けない事由

申込みのときに被保険者が次の①、②、③、④のいずれかに該当する場合

①当社の他の保険契約の被保険者である。

②入院中または妊娠中(女性)である。

③入院、手術、診断のいずれかを目的とする受診の予定がある、または医師から勧められている。

④契約者、被保険者、保険金受取人のいずれかの者が反社会的勢力に該当するか関係がある。

(2)被保険者の病気やケガについて告知した場合

告知の内容によって、当社は契約を引き受けることまたは引き受けないことがあります。

7.保険契約の内容の変更または訂正

・契約者または被保険者の住所、連絡先、氏名に変更が生じたとき、またはそれらの内容に誤りがあるときは、契約者は当社所定の変更または訂正の手続きをする必要があります。

・入院給付金日額は変更できません。

・保険契約が成立した後に、生命保険特約を付加することや特約のみを解約することはできません。

8.保険契約の解約

・保険契約が成立した後に、契約者は当社所定の書類等を提出することにより、契約を将来に向かって解約できます。

・解約払戻金はありません。

・解約日以降の未経過期間に対応する保険料の払込みがある場合は、当社は既経過期間ごとの所定の返還率により契約者に返金します。(保険料の払込が年払の場合に限ります。)

9.保険契約の更新(継続)

以下の①、②、③のすべてに該当する場合、契約は保険期間の満了日(以下、満期日とします。)の翌日を更新日として更新(継続)されます。更新時に被保険者の健康状態について告知する必要はありません。

①保険契約が満期日の時点で有効である。

②更新日の被保険者の年齢が当社の定めた範囲にある。

③満期日までに契約者から当社に不継続の申し出がない。

10.保険契約の終了

以下の(1)、(2)のいずれかに該当した場合、契約は終了し、医療保険主契約・生命保険特約の保障はなくなります。契約が終了した後に保険契約の更新は取り扱いません。

(1)満期日における終了

①満期日の2週間前までに、契約者から継続しない旨の申し出があったとき

②更新日における被保険者の年齢が、当社の定める範囲を超えるとき

(2)保険金等の支払いまたは被保険者の死亡による終了

①入院給付金、手術給付金、退院後ケア給付金、特約給付金(就業不能、先進医療)の通算支払限度80万円に到達した場合、その支払事由が発生した日

②重度障害保険金または特定重度障害保険金を支払った場合、その支払事由が発生した日

③被保険者が死亡したとき

(3)未経過保険料の返金(保険料の払込みが年払の場合に限ります。)

契約終了日以降の未経過期間に対応する保険料の払込みがある場合は、当社は契約者に返金します。

11. 保障の内容 保険金等を支払う場合
※各プランにおける入院給付金日額、死亡保険金額は、パンフレット、当社ホームページまたは契約申込書面（画面）に記載する内容にて確認してください。

種類・金額		支払事由	！支払の回数や日数の限度
医療保険	①入院給付金 入院給付金日額 × 入院日数 *日額は引受通知書・更新通知書に記載します	保障開始日以降に発生した疾病または不慮の事故による傷害（以下、傷病とします。）の治療を目的として、保険期間中に1日以上入院したとき	・1入院につき60日間まで（退院日の翌日から90日以内に、医学的に重要な関係がある傷病を原因として入院したときは1入院とします） ・適応障害、更年期障害に伴う不定愁訴、慢性疲労症候群のいずれかを原因とする場合は、1入院につき30日間まで
	②手術給付金 入院給付金日額の6倍額 （手術1回につき）	保障開始日以降に発生した傷病の治療を目的として、保険期間中に当社所定の手術（*別表1）を受けたとき	・手術の翌日から60日以内に受けた手術は、原因となった傷病や手術の形式を問わず、複数の手術を1回の手術とします
	③退院後ケア給付金 入院給付金日額の2倍額 （退院1回につき）	入院給付金が支払われる入院をして生存して退院したとき	・1入院につき1回支払います
生命特約保険	④死亡保険金 重度障害保険金	傷害に該当しない原因によって死亡した場合または所定の重度障害状態（*別表2）となった場合	・保険金を支払う場合、④⑤の保険金のいずれか1種類を1回支払います
	⑤傷害死亡保険金 特定重度障害保険金	不慮の事故による傷害を原因として死亡した場合または所定の重度障害状態（*別表2）となった場合	

！入院給付金、手術給付金、退院後ケア給付金の通算支払限度（以下、給付金通算支払限度）
➡保障開始日からすべての保険期間を通じて入院・手術・退院後ケアの通算金額80万円まで
！給付金通算支払限度に到達した場合または重度障害・特定重度障害保険金を支払ったときの契約の取扱い
➡契約は終了となり、その後の医療保険主契約、生命保険特約の保障はなくなります。

12. 保険金等が支払対象外となる場合（注意喚起情報）
保険金等の事由の原因が以下のいずれかに該当する場合は、当社は保険金等を支払いません。

- 保障開始の前日から2年以内に健康診断で指摘された異常にかかわる傷病
- 保障開始の前日から5年以内に発生した傷病について、次のいずれかの状態に該当する場合
  ・その傷病の症状悪化、再発 ・その傷病と医学的に重要な関係がある傷病
- 被保険者の精神障害及びその発作症状に起因する傷害
- 契約者または被保険者の故意または重大な過失を原因とする傷害
- 契約者または被保険者の配偶者・親族等による被保険者に対する暴行や犯罪行為を原因とする傷病
- 死亡保険金について、保障開始日から3年以内の被保険者の自殺
- 被保険者が無免許運転、酒気帯びまたは酒酔い運転をしている車両に生じた事故を原因とする傷害
- 被保険者が当社が定める特定の職業（*別表3）に従事した、または特定のスポーツ（*別表4）を行ったことに起因する傷病
- 被保険者の薬物依存または当社所定の薬物等（アルコールを含む）の摂取に起因する傷病
- 戦争・事変・暴動、地震・噴火・津波に伴う傷病
- 原子力施設内で働いたことがある人の原子力の事故・災害に伴う傷病
- むち打ち症、腰痛、背痛においてX線検査等による他覚的所見が認められない場合
- インフルエンザ等感染症について、感染症の拡大防止を目的とした入院

別表1. 手術給付金の対象となる手術・対象外となる手術の概要
傷病に対する治療であることを前提とします。

植皮術（25cm²未満を除く）、乳房切断術	
子宮、卵巣、卵管の手術（子宮・卵巣の摘出術、帝王切開娩出術、子宮外妊娠手術等）	（対象外となる手術）避妊手術、人工妊娠中絶術。子宮頸管ポリープ切除術等の経腟直視下術等
骨・筋・腱・靭帯の観血手術	（対象外となる手術）指の手術、歯・歯肉の処置、結節腫手術、プレート等の抜去術
直腸脱根本手術、子宮脱・膣脱手術	
眼球、眼球付属器の手術（白内障・緑内障・網膜剥離症の手術、角膜移植、眼瞼下垂症手術等）	（対象外となる手術）視力矯正手術等
痔瘻、脱肛、痔核根本手術（根治を目的としたもので、処置・単なる痔核の手術を除く）	
耳、鼻の観血手術（中耳根本手術、鼓室形成術、内耳観血手術、慢性副鼻腔炎根本術等）	
睾丸・副睾丸・精管、精索、精嚢・前立腺の手術、陰茎切断術	
甲状腺の手術、耳下腺腫瘍、顎下腺腫瘍摘出術	
悪性新生物の手術（外科的手術・温熱療法・照射量50グレイ以上の放射線照射）	
開頭術（脳動脈瘤等脳血管の手術、頭蓋内の血腫除去術、良性脳腫瘍摘出術等）	
衝撃波による体内結石破砕術	
開胸術（肺、食道、心臓（体内型のペースメーカー埋込み術を含む）等に対する手術）	
ファイバースコープまたはカテーテルによる脳・喉頭・胸腹部臓器手術（検査・処置を除く）	
開腹術（胃、腸、胆のう等の消化器に対する手術、腎臓、尿路、膀胱等の泌尿器に対する手術）（経尿道直視下術を除く）	

※診断や検査を目的とする手術、穿刺等の処置および神経ブロックは対象外となります。
※臓器移植術は、受容者に対する手術を対象とします。提供者については対象外となります。

別表2. 重度障害保険金の対象となる障害の状態
（ア）または（イ）のいずれかに該当する

（ア）以下の1～3のいずれかの身体的状態に該当する
1. 労災保険の障害等級「第一級」または「第二級」に該当する状態*
2. 重複障害による繰上げ認定（労災保険の障害等級・第八級以上の障害を2つ以上負い、合算して第一級または第二級相当と認められる状態）
3. 労災保険の対象外となる方。退職者、専業主婦・主夫等であっても、上記の1または2に相当すると医学的に認められる状態

《*参考：第一級・第二級相当の障害の具体例》（詳細は約款の別表4を確認してください）
・両眼の視力を完全に失った、または両眼の視力が0.02以下になった状態
・神経系統や精神、または胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に他人の介護を要する状態
・両腕・両脚を関節以上で失った状態、またはその機能を完全に失った状態（片腕と片脚の組み合わせ等を含む）

（イ）公的介護保険制度における要介護認定に該当する
市区町村から『要介護4』または『要介護5』の認定を受けている状態

別表3. 危険性の高い職種 別表4. 危険性の高いスポーツ

職種	鉱業作業者、土石採取作業者、建設・土木作業員、潜水・潜函作業者、競馬・競艇・競輪・自動車レース等の競技者、ボクサー、レスラー、スキューバダイビングインストラクター、ライフセイバー、犬や馬の訓練士・調教師、銃砲・火薬類を取り扱う販売従事者、高所作業者
スポーツ	ピッケル等の用具を使用する山岳登はん、リュージュ、ボブスレー、スカイダイビング、ハンググライダーや超軽量動力機等の搭乗、航空機（グライダー、飛行船を除く）の操縦、自動車、小型船舶、スノーモービル等による競技・競争・興行、テストドライブ

別表5. 特定疾病群
保障開始から過去5年以内に発生した疾病は保障対象外となります。その疾病について完治した、または異常が存在しないと医師が診断してから5年以上発生していない場合は保障の対象となります。

・心臓の疾病（心筋梗塞、狭心症、心不全、不整脈、心臓弁膜症等） ・脳血管の疾病（脳梗塞、脳出血、くも膜下出血等） ・血圧・血管の疾病（高血圧症、動脈硬化症、動脈瘤、静脈瘤等） ・眼の疾病（白内障、緑内障、網膜剥離等） ・耳の疾病（中耳炎、メニエール病、前庭神経炎、突発性難聴等） ・鼻の疾病（慢性副鼻腔炎等）、のどもの疾病（咽頭炎、喉頭炎等） ・口腔・歯・歯周組織の疾病 ・肺・胸膜の疾病（肺炎、結核、肺気腫、気胸等）、気管・気管支の疾病（ぜんそく、気管支炎等） ・食道・胃・十二指腸の疾病（胃炎、腸炎、胃・十二指腸潰瘍等） ・大腸・小腸・腹壁・肛門の疾病（腸炎、腸閉塞、慢性炎症性腸疾患、痔、鼠径ヘルニア等）	・肝臓の疾病（肝機能障害、肝炎、食道静脈瘤等）、胆のうの疾病（胆のう炎、胆石症等）、すい臓の疾病（すい炎等） ・腎臓・泌尿器の疾病（腎不全、慢性腎臓病、腎炎、膀胱炎、尿道炎、膀胱・尿路の結石等） ・産科的異常（妊娠期間中の切迫流産等、分娩時における帝王切開等） ・男性・女性生殖器の疾病（前立腺肥大症、子宮頸管炎、子宮筋腫、子宮内膜症、卵巣のう腫等） ・乳房の疾病（乳腺症、乳腺炎等） ・皮膚・皮下組織の疾病、性感染症（梅毒、淋病等） ・骨・関節・筋肉・結合組織の疾病（関節炎、椎間板ヘルニア、重症筋無力症等） ・甲状腺の疾病（バセドウ病、甲状腺機能低下症等）	・中枢神経の疾病（脳炎、髄膜炎、パーキンソン病等）、末梢神経の疾病（神経痛、自律神経失調症等） ・膠原病（関節リウマチ、全身性エリテマトーデス（SLE）、シェーグレン症候群等） ・糖尿病（糖代謝異常症、高血糖症） ・脂質異常症（高脂血症、高コレステロール血症）、痛風・高尿酸血症 ・すべてのがん（悪性新生物） ・血液・造血器の疾病（白血病、貧血等） ・精神・こころの疾病（うつ病、双極性障害、統合失調症、心的外傷及び適応障害、認知症等） ・後遺障害（欠損・機能喪失等）に関連する疾病 （例：麻痺している手足等に発生した合併症）

Ⅱ. 注意喚起情報

注意喚起情報には、保険契約について特にご注意いただきたい事項やお客さまに不利益となる事項について記載しています。

1. 反社会的勢力との関係の排除
契約者・被保険者・保険金受取人のいずれかが反社会的勢力に該当する、または関係があると認められたときは、当社は保険契約を引き受けません。

2. 保険契約の撤回（クーリングオフ）
少額短期保険は保険期間が短期であることなどにより、契約申込み後の撤回（クーリングオフ）は取り扱いません。

3. 法令等に基づく少額短期保険に関する規制
（1）保険期間（医療保険、生命保険について）
1年間となります。1年間の保険期間が満了した後、一定の条件に該当する場合は、更新によって継続することができます。

（2）保険金等の金額（医療保険、生命保険について）
①当社が引き受ける被保険者一人あたりの保険金等の金額
・医療保険は給付金80万円が限度となります。
・少額短期保険（医療保険、生命保険、損害保険を含むすべての保険種類を合計して）の保険金等は1,000万円が限度となります。（個人賠償保険等の低発生率保険を除きます。）
②当社が引き受ける契約者一人あたりの保険金等の金額
医療保険は、すべての契約を合計し保険金等8,000万円が限度となります。

（3）保険料、保険金の税法上の取扱い
①払込保険料は、生命保険料控除の対象となりません。
②受け取った死亡保険金の相続税非課税枠
他の保険会社や少額短期保険業者から受け取った死亡保険金と合算して、相続税の非課税枠（500万円 × 法定相続人数）の適用を受けることができます。

（4）当社の経営に重大な状態が生じた場合の対応
・少額短期保険は保険契約者保護機構の加入対象外のため、同機構による資金援助等の保護措置は適用されません。
・当社は破綻した場合の損失補填等を目的として、法務局に供託金を差し入れています。

4. 保険料、保険金等の金額の変更
・保険料や保険金の計算の基礎に著しい影響を及ぼす収支の状況等が生じた場合、当社は保険契約の更新時または契約期間の途中で、保険料の増額、保険金等の減額、保険契約の更新の停止等を行うことがあります。
・保険料の増額、保険金等の減額、更新停止等を行うときは、当社は契約者にお知らせします。

5. 配当金、返戻金
当社の保険には、契約者配当金、満期返戻金、解約返戻金はありません。

6. 保険契約の見直し、乗換え
お客さまが契約している保険契約を解約したり減額することを前提として、当保険の申込みを検討している場合は、以下のような状況が生じることがあります。
（1）解約または減額を検討する保険契約の返戻金について
多くの場合、払込保険料の合計額に比べて少ない金額になるか、全くないことがあります。
（2）新たに申し込む保険について
被保険者の健康状態等により、新たに申し込む保険が契約できないこと、または契約後解除等となることがあります。

7. 告知義務、告知義務違反により当社が保険契約を解除する場合
（1）告知義務
保険契約の申込みにあたり、被保険者の傷病歴や健康状態等について、当社が指定した告知書に事実を正しく告知する必要があります。
（2）告知義務違反による保険契約の解除
事実を正しく告知しなかったり、事実ではないことを告知した場合は、当社は保険金等を支払わず、契約を解除することがあります。

8. 詐欺による保険契約の取消し
告知義務違反が特に重大な内容の場合など、契約の申込みにおける詐欺行為に該当する場合は、当社は保険金等を支払わず、契約を取り消すことがあります。

9. 重大事由による保険契約の解除
契約者・被保険者・保険金受取人のいずれかが、保険金等を詐取する目的で事故を起こしたときまたは反社会的勢力に該当すると認められたときは、当社は保険金等を支払わず、契約を解除することがあります。

10. 保険金等が支払対象外となる場合（上記の7、8、9以外の支払対象外となる事由について）
契約概要の「12.保険金等が支払対象外となる場合」を確認してください。

11. 保険金等の請求
・保険金等の対象となる可能性がある場合または対象になるか不明な場合は、当社のお問い合わせ窓口または募集代理店へ連絡してください。
・連絡受付後、当社から請求方法の案内と所定の請求書類を発行します。請求には医療機関の証明による所定の診断書等の提出が必要です。

12. 保険契約の失効
・保険料が所定の払込期月または払込猶予期間内に払い込まれない場合は、保険契約は失効します。
・失効した契約について、払戻金はありません。
・当社は失効した保険契約の復活は取り扱いません。

13. 支払時情報交換制度
当社は一般社団法人日本少額短期保険協会が運営する「支払時情報交換制度」に参加しています。同制度に基づき、少額短期保険各社は、保険金等の支払い、保険契約の解除・取消・無効等の判断の参考とするために、各社が保有する保険契約の情報を相互に照会し、共同して利用します。

14. お問い合わせ、ご相談、ご不満の受付窓口
当社の保険についてお問い合わせ等がある場合は、下記の窓口または募集代理店に連絡してください。

GMO少額短期保険 カスタマーサービス室	
電話番号	050－8892－3590
受付時間	月曜～金曜 9:00～17:00（祝日・年末年始を除く）
お問い合わせフォーム	https://gmo-minihoken.com/contact

15. 法令（保険業法第308条の2第1項）に基づく指定紛争解決機関
・お客さまのご不満について当社との間で解決ができない場合に、当社が加盟する（一社）日本少額短期保険協会の「少額短期ほけん相談室」は、公正かつ中立な立場からお客さまと当社の間の和解のあっせん・解決を支援します。
・原則として一か月を経過しても解決しない案件について、お客さままたは当社の申立てにより「裁定委員会」を開催し、和解の仲介・裁定を行います。

一般社団法人日本少額短期保険協会「少額短期ほけん相談室」	
電話番号	0120－82－1144
受付時間	月曜～金曜 9:00～12:00, 13:00～17:00 （祝日・年末年始を除く）
ご相談フォーム	https://ws.formzu.net/dist/S23780034/
FAX	03－3297－0755

反社会的勢力ではないことの表明・確約に関する同意事項

契約の申込みに際して、以下の事項のすべての内容に同意することが必要となります。

1. 反社会的勢力に該当しないことの表明・確約
私（本保険の被保険者及び保険金受取人も対象とします。以下同じ。）は、現在及び将来にわたり、以下のいずれにも該当しないことを表明し、確約します。
・暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者を含む。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等その他それらに準ずる反社会的勢力
・暴力団員等が、経営を支配している、または実質的に関与していると認められる関係
・自己、自社あるいは第三者の不正な利益を図る目的または第三者に損害を加える目的で、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係
・暴力団員等に対して資金等を提供する、または便宜を供与するなどの協力・関与をしていると認められる関係
・役員または経営に実質的に関与している者が、暴力団員等と社会的に非難の対象となる交際・関係を有していること

2. 不当な行為を行わないことの確約
私は、自らまたは第三者を利用して、以下のいずれの行為も行わないことを確約します。
・暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為
・取引に関して、脅迫的な言動または暴力を用いる行為
・風説（事実と異なるうわさ）を流布し、偽計（人をあざむく行為）や威力を用いて、貴社の信用を傷つけ、または業務を妨害する行為
・その他、上記の各項目に準ずる悪質な行為

3. 確約に違反した場合の契約解除等への同意
私は、本同意事項の「1」または「2」に違反した場合もしくは表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合には、以下の措置がとられることに一切の異議を申し立てず、同意します。
・無催告での契約解除：本同意事項への違反が、普通保険約款に定める「重大事由」に該当するものとして、ただちに保険契約が解除されること
・損害賠償等の免責：契約解除等により私に不利益や損害が生じた場合でも、貴社に対して一切の損害賠償請求等の異議申し立てを行わないこと
・損害の負担：私の違反行為によって貴社に損害が発生した場合には、私がその一切の責任と損害を負担すること
・外部機関への照会・通報：貴社が本同意事項の確認のため、または不当要求への対応・捜査協力のために、警察署や暴力追放運動推進センター等の外部専門機関に対して照会・通報・情報提供を行うこと

個人情報保護方針

GMO少額短期保険株式会社（以下、「当社」といいます。）は、「個人情報の保護に関する法律」及び「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」に基づき、お客さまの個人情報及び個人番号（以下、「個人情報等」といいます。）の取得と利用、適切な保護及び苦情等を受けた場合の対応について、以下のとおり個人情報保護方針を定め、お客さまの個人情報等の保護に取り組んでまいまいります。

1. 関係法令等の遵守
当社は、個人情報等の保護に関する関係諸法令、個人情報保護委員会が定めるガイドライン、金融分野における個人情報保護に関するガイドライン及び認定個人情報保護団体の指針（以下、関係諸法令及び国が定める指針等といいます。）並びに本個人情報保護方針を遵守します。

2. 個人情報等の取得
当社は、当社のサービスをお客さまが利用するため及び当社サービスを法令等や当社ルールに従って適切に提供するために、必要最小限度の情報を適正な方法により取得します。
当社では、次のような方法により、お客さまの情報を取得します。
(1)お客さまが書面またはインターネット経由で記入し、提供することにより取得する方法
(2)お客さまが当社メールアドレスに送信することにより取得する方法
(3)お客さまが当社電話システムに問い合わせることにより取得する方法
(4)お客さまが当社ホームページにアクセスした際に、当社が記録するログにより取得する方法
(5)お客さまが当社電話システムに問い合わせた際に、当社が記録する音声録音により取得する方法
(6)お客さまが保険契約締結時に提出する申込書、告知書その他契約の締結に必要な書類または情報を通じて取得する方法
(7)お客さまが給付金・保険金等の請求時に提出する請求書その他の手続きに必要な書類または情報を通じて取得する方法
(8)お客さまが名義変更等の手続きの際に提出する請求書その他の契約の維持管理に必要な書類または情報を通じて取得する方法
(9)その他関係法令等に従い適正な方法により取得する方法

3. 個人情報等の利用目的
当社は、当社のサービスをお客さまが利用するため及び当社サービスを法令等や当社ルールに従って適切に提供するために、必要最小限度の情報を利用します。
当社は、取得したお客さまの個人番号を「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」で明記された目的の範囲内についてのみ利用します。
当社は、取得したお客さまの個人情報等を次のような目的に利用します。
(1)保険契約の引受け、継続・維持管理、給付金・保険金の支払い等、法令で定めた保険事業を行うため
(2)お客さまが当社の提供するサービスを利用するため
(3)当社、関連会社及び提携会社の商品またはサービスの案内を行うため
(4)お客さま本人であることを確認するため
(5)再保険会社との再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知及び再保険金の請求を行うため
(6)市場調査、データ分析及びアンケート等による金融商品・サービスの研究開発のため
(7)当社役職員の採用・労務管理、少額短期保険募集人の登録・管理等のため
(8)その他、お客さまとの手続きを適切かつ円滑に履行するため

4. センシティブ情報の取扱い
当社は、要配慮個人情報（人種、信条、社会的身分、病歴、前科・前歴、犯罪被害情報などを含みます。）並びに労働組合への加盟、門地、本籍地、保健医療及び性生活に関する情報（以下、「センシティブ情報」といいます。）を関係諸法令及び国が定める指針に規定する場合を除いて取得、利用及び第三者に提供しません。

5. 特定個人情報の取扱い
当社は、特定個人情報（個人番号をその内容に含む個人情報）について、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下、「マイナンバー法」といいます。）により認められた場合を除き、目的外の取得・利用及び第三者に提供しません。

6. 安全管理措置
当社は、お客さまの個人情報等が正確かつ最新の内容に保つよう努めます。お客さまの個人情報等の漏えい等を防止するため、当社及び当社関連施設において入退室管理、持ち込み機器の制限、情報へのアクセス制限、盗難防止措置、不正アクセス防止措置等の必要かつ適切な安全管理措置を講ずるとともに、役職員に対する研修及び委託先の適切な監督を行います。
また、当社は個人情報等の一部について、クラウドサービスを利用して保管します。当該クラウドサービスのデータセンター所在地は日本国内です。

7. 第三者提供の制限
当社は、以下の場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ることなく、お客さまの個人情報等を第三者に開示、提供することはありません。
(1)法令の規定に従い提供する、または開示するとき
(2)人の生命、身体または財産の保護のために必要があり、本人の同意を得ることが困難であるとき
(3)公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要があり、本人の同意を得ることが困難であるとき
(4)国の機関若しくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき
(5)当該第三者が学術研究機関等である場合であって、当該第三者が個人情報等を学術研究目的で取り扱う必要があるとき（個人情報等を取り扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）

8. 継続的な改善
当社は、お客さまの個人情報等の適切な取扱いを図るため、個人情報保護方針を適宜見直し、継続的な改善に努めます。

9. お客さまの個人情報等の共同利用
当社は、以下の各号のとおりお客さまの個人情報等を共同で利用することがあります。ただし、個人情報に関する各種法令等で共同利用が制限されている場合は、お客さまから同意を取得した場合等の法令等で認められた場合を除き、共同利用は行いません。
(1) 共同して利用する個人情報等の項目
ア. 氏名、住所、生年月日、電話番号、電子メールアドレス、職業、保険契約・取引のニーズに関する情報等のお客さまに関する情報
イ. 保険契約・取引の内容、契約の維持管理や預かり残高等の契約・取引に関する情報
ウ. GMOフィナンシャルホールディングス株式会社の株主の氏名、住所、電話番号、株主番号等の株主に関する情報
(2) 共同利用者の範囲
当社の持株会社であるGMOフィナンシャルホールディングス株式会社及び同社の有価証券報告書等に記載されている連結子会社
(3) 共同利用における利用目的
ア. GMOフィナンシャルホールディングスグループとしての総合的なサービスの開発、紹介、提供するため
イ. 取得したお客さまに関する個人情報等を分析することによって、GMOフィナンシャルホールディングスグループの事業に関する市場調査、同グループの新たな事業展開、新たな商品開発等の検討及びお客さまのニーズに合わせた商品紹介等を行うため
ウ. GMOフィナンシャルホールディングスグループの統合的なコンプライアンス、リスク管理等の経営管理・内部管理を行うため
エ. GMOフィナンシャルホールディングス株式会社の株主に株主優待を提供するため
(4) 個人情報等の管理について責任を有する者及びお問い合わせ窓口
「お問い合わせ窓口」に記載の連絡先までお問い合わせください。

＜上記共同利用における利用目的のうち、ア・イ・ウに関して責任を有する者＞
GMO少額短期保険株式会社　代表取締役社長 山口 正宏 〒150-0043 東京都渋谷区道玄坂1-2-3 渋谷フクラス
＜上記共同利用における利用目的のうち、エに関して責任を有する者＞
GMOフィナンシャルホールディングス株式会社 代表執行役会長兼社長CEO 高島 秀行 〒150-0043 東京都渋谷区道玄坂1-2-3 渋谷フクラス 法務部電話：03-6221-0169 受付時間：月曜～金曜10:00～18:00（祝日、年末年始を除く）

10. 個人関連情報の取得
当社は、第三者から個人関連情報の提供を受け、当社が保有する個人データと紐付けることによって、本人が識別される個人データとして取得する場合は、あらかじめ本人から同意を取得するとともに、前記「3. 個人情報等の利用目的」に掲げる利用目的の範囲内で利用します。

11. 支払時情報交換制度（特定個人情報等につきましては情報交換制度等の対象外です。）
当社は、保険金等の支払いまたは、保険契約の解除・取消し、もしくは無効の判断の参考とすることを目的として、一般社団法人日本少額短期保険協会が運営する本制度を利用し、保険契約に関する所定の情報を相互照会します。詳細は、（一社）日本少額短期保険協会のウェブサイトを確認してください。

12. 開示等の請求手続き
当社は、お客さまに係る保有個人データに関して、お客さまから開示、訂正、利用停止等の請求があった場合には、お客さま本人であることを確認の上、適切かつ迅速な回答に努めます。
なお、個人番号の保有の有無について開示の請求があった場合には、個人番号の保有の有無について回答します。手続き方法は下記の内容を確認してください。

●開示請求方法
・下表の提出書類を下表の受付窓口に郵送してください。本人確認に万全を期すため、電話、FAX、電子メール等による請求は受け付けていません。
・下記の提出書類及び回答方法として電磁的記録をCD-ROMに記録することを請求する場合は、CD-ROM（新品に限る）を、下表の受付窓口に郵送してください。記録媒体の調達・郵送料等はお客さまに負担していただくことをお願いします。

●回答方法
本人または代理人による請求いずれの場合も、以下のいずれかの方法により回答します。
・回答内容に関する電磁的記録をCD-ROMに保存し、本人の登録住所宛に郵送する方法
・回答内容に関する電磁的記録を、当社に登録された電子メールアドレス宛に送信する方法
・本人の登録住所宛に回答内容を記載した書面を郵送する方法

●請求に応じられない場合の取扱いについて
以下の各号に定める場合は、請求等には応じかねますので、あらかじめ了承してください。なお、請求等に応じなかった場合も、所定の手数料をいただきます。
・本人確認ができない場合
・代理人による請求の場合において代理権が確認できない場合
・手数料の支払いがない場合
・請求書類に不備があり、訂正等がない場合
・保有個人データ以外に関する請求である場合
・個人情報保護法その他の法令等に違反した、または法令等において開示等に応じないことができる場合

受付窓口	GMO少額短期保険株式会社 個人情報保護法に基づく情報開示請求等窓口 〒150-0043 東京都渋谷区道玄坂1-2-3渋谷フクラス		
請求の対象となる保有個人データの項目	氏名、住所、電話番号、生年月日等	**手数料**	1回の請求あたり1,000円。請求の受付後、当社が別途指定する方法にて支払ってください。 ※振込手数料等はお客さまにて負担していただくことをお願いします。
提出書類	(1) 保有個人データ開示請求書 (2) 本人確認書類（運転免許証やパスポート等の写し2点） ※開示請求等手続きにより当社が取得した個人情報は、当該手続きのための調査、本人・代理人の本人確認、手数料の徴収及び当該開示請求等に対する回答のために利用します。		(3) 代理人による請求の場合は、上記(1)、(2)に加え ・委任状（請求等をすることについて本人が委任をした事実がわかるもの） ・代理人の本人確認書類の写し（運転免許証やパスポート等の写し2点）

お問い合わせ窓口
当社は、お客さまからいただいた個人情報等に関するご質問・ご意見・苦情等に対し迅速かつ誠実な対応に努めてまいります。ご質問・ご意見・苦情等は次の窓口にて承ります。

【GMO少額短期保険 カスタマーサービス室】	050－8892－3590 月曜～金曜 9:00～17:00（祝日・年末年始を除く） お問い合わせフォーム：https://gmo-minihoken.com/contact